

# 熊本市動物愛護センター 犬・猫の譲渡条件

令和6年（2024年）4月現在

犬・猫の譲渡にあたり、犬・猫を迎え入れようとしているご家族の現在の飼養環境及び状況、過去の飼育状況等をお尋ねし、譲渡に適しているかどうかを判断いたします。当センターの犬・猫の譲渡をご希望の方は[事前にお電話にてお問い合わせください](#)。

## ■一般対象者の基準

熊本市犬又は猫の譲渡要綱にて、一般譲渡対象者の基準を定めています。

- (1) 非営利の目的で譲渡を受ける者であること。
- (2) 犬の譲渡を受ける者は、原則、本市が実施する譲渡前講習を修了し、3年以内の者であること。
- (3) 譲渡動物の飼養にあたり家族全員の同意が得られていること。
- (4) 譲渡動物を終生飼養できること。
- (5) 譲渡動物に対し不妊去勢手術を実施し、領収書の写しを提出できること。
- (6) 譲渡動物の飼養場所が集合住宅もしくは借家の場合、動物の飼養が認められていることが確認できること。
- (7) 譲渡動物を適正に飼養できる環境であること。
- (8) 誓約書の内容を理解し遵守できること。
- (9) 氏名及び現住所が確認できる公の証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示できること。
- (10) 65歳以上のみの世帯又は成人が一人の世帯の場合は第二飼養者（65歳未満の成人で飼養できる環境にある者）を選定し、同意を得ていること。
- (11) 現に譲渡動物と同じ種の動物を飼養している場合、その動物に不妊去勢手術又はこれに代わる繁殖制限措置を講じること。
- (12) 動物愛護センターが実施する譲渡後調査（現地訪問を含む。）に協力できること。
- (13) 譲渡後必要に応じて動物病院で健康診断等を受けることができること。その他、動物愛護センターが指導する飼養方法を遵守すること。
- (14) 上記のほか、必要な事項は、別に定める。